

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第四十八号

昭和二十七年五月八日(木曜日)午前十一時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
委員 菊川 孝夫君
岡崎 眞一君
黒田 英雄君
溝淵 春次君
小林 政夫君
森 八三二君
大野 幸一君
波多野 鼎君
菊田 七平君
油井賢太郎君
木村龍八郎君

委員外議員 水産委員長 木下 辰雄君

政府委員 大蔵政務次官 西村 直己君
日本専売公社監理官 久米 武文君
大蔵省理財局長 石田 正君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
大蔵省銀行 局総務課長 福田 久男君
大蔵省銀行 局銀行課長 大月 高君

事務局側 常任委員会専門員 木村常次郎君
常任委員会専門員 小田 正義君

説明員 農林技官水産庁生産部水産課勤務 西 武男君

○国民金融公庫法の一部を改正する法

本日の會議に付した事件

律案(内閣送付)

○高金利等の取締りに関する法律案(内閣送付)
○臨時審議の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(平沼彌太郎君) それでは第四十七回の大蔵委員会を開会いたします。国民金融公庫法の一部を改正する法律案、予備審査。高金利等の取締りに関する法律案、予備審査。右二案について提案の理由の説明を聴取いたします。

○波多野君 ちよつと議事進行について、さつきの日銀總裁との交渉の顛末を最初に、昨日の続きですからその前に……

○委員(平沼彌太郎君) それではちよつと御報告申し上げますが、昨日委員会において日銀總裁を呼ぶことにつきまして理事会で相談いたしましたのでございませう。その結果昨日のうちに、日銀總裁に來週の日曜日に來て頂くようにしようというところで交渉をいたしましたのです。交渉の顛末につきましては、木村専門員から御報告申し上げますから、お聴取り願います。

○委員(木村常次郎君) ちよつと速記を止めて。

○委員(平沼彌太郎君) 速記を止めて。午前十一時五十五分速記中止。

午前十一時二十一分速記開始。

○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め

日銀總裁を呼ぶことにつきまして

は、皆さんのいろいろの御意見もありませんので、本日電話なり、又委員長が出向くなりまして交渉して、そのことは後刻御報告申し上げます。

○委員(平沼彌太郎君) それでは国民金融公庫法の一部を改正する法律案、高金利等の取締りに関する法律案の予備審査、右二案について提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(西村直己君) 只今議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案、並びに高金利等の取締りに関する法律案の二法案につきまして提案の理由を申し上げます。

先ず国民金融公庫法の一部改正であります。御存じの通り国民金融公庫は、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることの困難な国民大衆に對して、その必要な事業資金の供給を行うことを目的とする公利公義の金融機関に含まれるものであります。国民金融公庫は、その業務の遂行につきましまして一般の金融機関に代理させるほか、みずから貸付、管理等の金融業務を行なつてゐるのであります。このように現業的な性格を持つておりますにもかかわりませず、その役員は現在国家公務員とされてゐるのでございませう。

国民金融公庫がこのように庶民金融機関としてみずから金融業務を行なつておられます以上、その役員が国家公務員でありますことは種々の点におきまして不便且つ不合理なことが少くないのであります。従いまして国民

金融公庫の果たすべき役割が漸次重要となつております現在、事務能率を向上し、増加して参ります資金を十分に活用して、事業資金の供給を更に円滑にいたしますため、この際その役員を国家公務員から外しまして、單に刑法等の罰則の適用に關してのみ国家公務員と同様の取扱をすることが適当と考えられますので、関係法律の改正を行うためこの法律案を出しましたのでございませう。

次に高金利等の取締りに関する法律案であります。金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介をする行為を業とする者につきましましては、その業の公正な運営を期するため、昭和二十四年貸金業等の取締りに関する法律が制定されて、貸金業を行うことについて大蔵大臣に届出を要するものとすると共に、貸金業者が預り金をすることを禁止いたしましたのであります。このほか同法においては、更に金融機関の役員等といわゆる浮貸を禁止すると共に、当時無盡業法の規定する無盡に著しく類似してある業務を行なつてゐた、いわゆる殖産会社に對する整理の措置を規定したのであります。現在に至るまでの同法の運用上の経験に鑑みますと、貸金業者の届出制はその必要も少く、殖産会社の整理はすでに完了し、浮貸等の禁止その他の法律を以て十分取締ることができましますので、むしろ單に不当な高金利のみを取締ることが現状に即するものと考えました結果、今回貸金業等の取締りに関する法律を廃止いたすと共に、不当に高い金利についてのみを取締ることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下この法律案の要旨を御説明いたします。

第一に、本法の取締の対象となりま

すものは金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介をする行為を業とするものであります。金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介をする行為を業とするものであります。金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介をする行為を業とするものであります。金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介をする行為を業とするものであります。

第二に、貸付の利率については日歩五十銭、媒介の手数料については五分をこえて契約し又は受領してはならないこととしたのであります。これに違反するときは、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとしております。

第三に、預り金禁止規定に對する罰則としては、貸金業等の取締りに關する法律に規定されてゐる罰則と同程度に、銀行法、貯蓄銀行法、信託業法及び無盡業法を改正いたして罰則の整備を図ることとしております。なお従來の貸金業等の取締りに關する法律は、この法律の施行と共に廃止することとしてゐるのであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○油井賢太郎君 政府委員から提案理由の説明を伺つたのですが、国民金融公庫法の改正は、参議院でも三年間に

ということとは分りますけれども、それは結局他の一般の家庭配給用等にそれだけの部分というものはかぶさつておるのではないかと、建前上は言えるのではないかと、思ふ。若し一般會計からでもその分は補給するとい

○政府委員(久米武文君) 漁獲物を塩蔵いたしました際の塩は、塩蔵をいたしました事業に、仕事ですね、業に携わつておられるかたといたしましては、非常に採算上重大な問題でありまして、塩が従来ややもすれば高過ぎたために、若しもつと安ければ塩蔵になる、食品になるという漁獲物が塩蔵の段階に来ませんで、放任されてこやしとなつておつた。肥料となつておつた。そういうふうなものがこの特別価格の設定によつて塩蔵用の食品となつて出て来るという点が私ども大いに狙いとする

それからなお塩蔵用塩について特別価格を設けるということとは、確かにこれは一つの政策問題でございまして、一般的な観念から申しますれば、特別価格と申しますものは余りそうあげたくはないのでございます。特に国会の皆様から、これについては優先的に特別価格を設けろという強い御要望が

なことでありますので、そういう状態があつたわけである。併しその要望を実現する場合に、成るほどの部分が、その裏面を引つくり返して見ると、一殷豪族配給の塩が高くなつてゐるということであれば、ここに述べられてゐる、安く供給してそれが国民大衆の生活の向上に寄與するということにならんとする結果になるのではないか。若し一般会計からその部分を補給するといふことならそれは話はわかります。わかりますが、内部で操作をしてしまつて始末をつけるということになれば、はつきりと私の申上げてゐる結果になると思う。考え方や見方でなく

て、理論上そうなるということをお伺いしているのですが、その点はどうですか。

○政府委員(久米武文君) 塩蔵用塩につきまして特別価格を設けましても、私はそのために一般用塩がかぶつていいふうるとか、影響を受けているというふうな表現の仕方とか観念の仕方はとりたくないものでありまして、この塩蔵用塩に限らず、各種の塩につきまして、原価に公社としての必要最小限度の

正しい諸指摘を力めた御長へする
いうことは、これは根本的な原則で、
この点については全く同感で、現在そ
の通りやつてゐるわけでございます。
ただその予算を見ますと、いろいろ或
る支出項目を見ました場合に、これが
どの塩が負担すべきかということにつ
いて、多少いろいろ御意見が異なる
のではないかとと思われるような諸経費
があるわけなのでございます。或いは
一般的な経費と申しまするか、そうい
うふうな経費を各塩種に如何に分担さ
せるかという点に或いは御指摘の点が
あるかと思ひますが、主として塩種

○森八三一君　そういう考え方をとり
たいとか、とりたくないということをし
申上げておるのではないのでありまし
て、理論的に若しこの措置が講ぜられ
ないとすれば、輸入原価の安くなつた

部分、専売公社内部における経費の節約になった部分というものが、当然二十九条に規定されておる特殊以外の皆の価格の引下げになったと私は思うのです。ところが今度の措置によつて、この部分が又特別価格で行われるのだから、その部分だけは少くとも一般田塩がかぶつておるといふ結論になるのじやないかと思う、ならんとおつしやるならならんで、はつきりお答えを願いたいし、なるといふならなるとお答えを願いたい。問題ははつきりして

おるのです。どつちですか。若しかぶらんとおつしやるなら、三千六百万円か幾らか知りませんが、これをどこから補給するか、補給する場所がなければ、これは一般用塩にそれだけかぶつておるといふことが言えるのじやないかと、こう思ふのですが、結論だけ何いたいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) 若しこの塩蔵用塩について特別価格を設けなかつたという事態を想定いたしますれば、五月一日の値下げ五百円、一般用です。一般用の値下げをしたのは、五百三十六円値下げができるのじやないかという議論についてはあえて否定はいたしません。否定はいたしません。

○森八三三君 そうしますと、私の申上げますように、これをこうすることによつて一般大衆の生活に寄與するといふことは、それは羊頭肉肉になつてしまふので、特殊の工業用塩を除いて、そのほかの一般家庭用の配給の塩であります。その家庭配給の塩は実質的にはかぶつて来ておるといふ結論になる。でありますから、結局この措置によつて庶民大衆としては経済的に何らの利益を受けないという結論になるのであります。それは一応安くなるのだからとおつしやいます。が、昨日波多野委員から御質問がありましたように、この措置によつて、実際に魚類の配給価格が安くなるので、原料の塩代が安くなつたのだから、それだけ具体的に安くするといふ措置が講ぜられればこれは話がわかります。わかりませんが、現在は魚の鹽といふものがございせんので、それが而も現在の貨幣価値では、単位当りに計算をすれば殆んど眼につかない程度

のものになつてゐる。ものによつては割何分のものがあつて、その割何分のうちの又更に割と七分といふものが影響して来るのでございませう、本当の家庭配給になるころの価格には殆んど影響がない。この措置によつてかぶつてゐるほうだけは完全にかぶされてゐるけれども、引かれるときには殆んど引かれなかつて済んでしまつて、中間の人はそれだけ利益してしまつてゐるという若し結論になるとすれば、この措置は羊頭肉肉ではなくつて、逆に庶民大衆の生活に圧迫を加えて来るという結論になるのじやないか、こういふように考えられます。そこで塩を安く供給するといふことによつて、その塩蔵用食品を低廉に供給せしめるといふことを達するためにどういふ措置を講ぜられるのか。私の考えでは、この塩の原料代が安くなつたといふことは、本当に家庭に配給になるときの塩魚の価格には計算のできないような極めて小さなものになつてしまふ。であるから、現在の価格は更に更されんといふ結論になるのじやないか。而もその三千六百万円が家庭配給のほうへかぶつてゐるといふのだから、結局負担増になつてしまふ。それをさへんように低廉に供給するといふ政府の御趣意をお達しになるために、具体的にどういふ措置をおとりになつてゐるのか、若し処置なしとすれば、私の申上げるような結論になつてしまふのじやないか、こういふ心配があるのをごいしますが、どう考えておりますか。

○政府委員(久米武文君) 塩蔵漁獲物の価格について何ら特別な措置はとりませんけれども、塩を下げることによつてこれらの製品の価格が下つて来るということは、自然の経済現象であると考えております。これは実際にどういふ結果が起るかといふことは、事実を以てあとから証明するほかはないと思ひます。(笑聲)

○森八三三君 それは三千六百万円かどうか知りませんが、それだけの原料費が安くなるのだから、観念的にはそれは御説明の通りであると思ひます。併し経済上の取引は、結局貨幣で換算をして具体的に現われて来なければならぬのであつて、この原料代が安くなるといふことは、塩びき一本が幾ら安くなるかといふと、殆んど目立たぬ僅かなものになつてしまふ。それで現在の貨幣価値から言いますと、その程度の影響といふものは最終価格では現われて来ない。總体的につかんでみれば、大きいから理論的に言えるけれども、小さく割つてしまつて、台所に来るときには何にもならんことになつてしまひやしないかといふ心配があるのであります。この点はどうも非常に心配でございますが……

そこでもう一つ観点を立ててお伺ひしたいのです。先刻こういふ措置を講じて、購入原価に配給に要する諸経費を加えてやるのだから、専売公社としてはこの措置によつて赤字になりませんといふお話があつたのでございませう。そこで伺ひたいしたいことは、外国から入つて参ります輸入塩の輸入先についても、昨日日本村委員から御質問がありましたように、十分考究すべき内容があると思ひます。そのことは別にいたしまして、購入いたします外塩と、それから国内で生産されます五十万トン程度の国内産の

ものとは購入の原価が違ふ。だからスタートの違う原価のものに一定の諸経費を加えてやるのだから、一般の家庭配給のものよりも安く配給をして、それは専売公社としてそのものについて赤字を背負つてゐるわけではなない。こういう御説明であつたのでございしますが、そういたしますと、どういふ用途のものに購入原価の安いものをあてがうかといふことが非常に問題になると思ひます。ソーダ工業は、これは購入原価の安いものをあてがなければ、輸出貿易なり国内産業の關係から困るといふことで安いものをやる。塩蔵用にも同様の観点から安いものをやるというのであれば、私はむしろ本當に庶民大衆、特に零細な生活で困難を訴えておる人の一番大切な日常食料は何と申しましては漬物だと思ふのです。その漬物にさういふ安いものをやはり供給すべきだ。輸入した原価に損をせんように一定の経費を加えてやるという途を当然開くべきではないか。これこそはむしろ塩びきよりも、日本の家庭生活では本當に困つてゐる連中には一番なくちやならん生活の必需品だと思ふのでございませう。そつちのほうは後廻しにしておいて、今ここに……私の計算では、或いは余計な心配かも知れませんが、中間で消えてしまつて、家庭には何ら影響がないといふところの措置が講ぜられることは、これは本末が逆になつておはせんかと、こういふ気がいたすのでございしますが、さういふ点は十分研究されておるのかどうか。その辺を一つお伺ひいたしたい。

○政府委員(久米武文君) 只今お話のどういふものに購入原価の安い塩を当

てるか。つまり購入原価としては、現状におきましては外国から輸入します原塩が一番安いわけでありませう。それは先ず二十七年度といたしましては、予算上、百七十万トン程度の輸入塩を予定いたしておきまして、ソーダ工業に百二十五万トンというふうな予定に相成つておりますが、実際はこの二つの数字は、共に若干下廻つて実行されると思ひます。先ずこのソーダ工業といふものに與へます評価の問題をいたしまして、ソーダ工業塩には、先ずこの原塩を渡す。それから塩蔵用塩は、この輸入原塩を粉砕したものをして、大体において與へて行く。それから一般用塩、つまり食用を主とする一般用塩のほうにも四十万トン程度の塩は廻つて来る。食用を主とする一般用塩のほうは予算上六十万トン、実行上約五十万トンと考えますが、約五十万トン程度の、内地塩田から来る塩、これは一万三千円で收購する。この五十万トンの塩と、輸入して廻つて来るほうの四十万トンの塩、これを使つて實際の需給のバランスを合せてあるわけでございます。塩蔵用塩につきましては、特に政策的な考慮を払ひまして、特に拔出して、只今申したような岩塩の粉碎といふものを、特に特別な原価計算をして供給をするといふ方針をとることになつてゐるわけでございます。漬物につきましても、只今御指摘の通り成るべく安いことが望ましいとは考えますが、これは約九十万トン乃至百万トンに及ぶところの一般用塩の値下げといふ一般的な問題として、処理すべき問題と考えております。

○大野幸一君 一体この方式は、自由経済によつてゐるのか、計画経済によ

つてゐるのか、どつちなんですか、これは大別するならば……。それを一つお伺いしたい。

○政府委員(久米武文君) ちよつと用語の問題がありますので、自由経済、計画経済、用語の問題がありますから、或いはその基本に食い違いがありますと、少し議論が紛糾するかと思ひますけれども、極く普通の意味におきましては、これは自由経済によつておると考へております。自由経済の中であつたとしても、ただ専売公社として、或いは政府として、塩価の政策については、政策的な考慮を払つてゐるということだと思ひます。

○大野幸一君 そこであなたの先ほどの御議論から言つて、漁獲物の塩蔵の塩というのは、ここでは塩の価格を引下げて、そして関係食品の価格を低廉にする、こういうのである。塩の値下げは直ちに大価格が低廉になるというあなたの前提、あなたというか、提案理由の前提なんです。ところがあなたの説明によると、そうではなくて供給が増大する。自然の現象として低廉になる。こういうのですわ。そう承わつてよろしいですか。

○政府委員(久米武文君) 自由経済の下におきましては、需要が一定であるといひますれば、供給が増えれば価格は下がる、そういう意味でございませう。

○大野幸一君 供給が増えれば当然低廉になるだろうと、こういう考へですね。ところがそれは、あなたはお役人ですが、商人というものは儲かれば儲かるほどいいのです。何も需要が多くて、なお供給が充たされない場合に

は、いやこれだけの、例えば二千万の値下げがあつたから、それは差引いて安く売らなうというところは、決して考へないのです。そこで一部の業者がこれは利得を得て、中間的な利得を得るにとどまつてしまつて、實際的には何ものならないだろうという森委員の説は、これは経済家として正しいと思ひます。そこでこの自由経済が計画経済

かかわらんとするに、私は不明朗さがあるだろうと思ひますが、この提案理由だけから見ると、まるで社会党が出さなければならぬような計画経済じやないか。それであなたの言葉として、供給が増大するからということ、すべては自由経済に立脚しておると、こういうふうには私は考へるのだが、そこでその点をも一度答えて下さい。商人の根性というものをあなたは御存じないかどうか。

○政府委員(久米武文君) 商人は採算を念頭に置いて商売しているというところは否定いたしませんけれども、先ほど申しました通り、需要が一定であれば供給の増によつて価格は下がるというのは、自由経済の下における一般的な傾向、乃至現象であるという点は、間違ひないと思ひます。

○大野幸一君 それはまあ審議に資することができればよろしいのですが、国会の要望で各党の申出だといふ、それなら国会議員が立法してこれをやらなければならぬ。私の言つてゐる、いろいろの業者が、直接に買受けの資格ある業者が政党内運動するのです。そしてその運動された結果、義理合でそういう要望となつて現われて来る。その責任を本案は、私は役人に転嫁しておるのじやないかと思ひます。だから国会

の要望必ずしも正しいと言えない場合がある。そこでこの漁業者或いは冷凍倉庫業者、そういうものは全国でどのくらいあるのですか。直接資格を持つておるものはどのくらいあるか。こういうことなんです。あなたがたはその背面について研究されたことがあるかどうか。

○政府委員(久米武文君) 只今の点であります。この塩蔵用塩につきまして特別価格を設けることは、国会の皆さまから強い御要望があり、それから政府といたしまして、大蔵省、農林省、それから物産庁というふうな政府関係各省の間で、いろいろ慎重検討したのでございませう。水産業界の關係につきましては、主として水産庁のほうでいろいろ御検討願つたこととございまして、水産庁としてもこの政策は是非推進したいということとございませう。去年の秋、議員提出で司令部折衝が行われて、一種の握りつぶしみたいな恰好で終つたのでありますが、これは司令部内部におきます物産を担当する一係官の、極く事務的な反響のため、司令部内部においても処理に非常に行き悩んだのでございませう。そういう關係でありましたが、本年三月に至りまして、司令部のほうから、政府提出として、政府が必要と考へて原案を提出して来るならば、司令部としてOKを與えてよろしいという連絡がございましたので、その連絡に應ずる意味で、今回は政府提案として出したわけとございませう。

○大野幸一君 それで各会社の塩蔵の数はどのくらい……。○政府委員(久米武文君) ちよつと、私その数字は今手許に持つておりませう。

んが……。○大野幸一君 あとで一つそれは届けで頂きたい。それから二千万というの一割三分三厘であるのだが、これだけの値下げによつて一体どのくらいの魚の塩蔵ができるのか、どのくらいの種類の塩蔵ができるのか、どのくらいの総数なのか、そういうような統計的根拠もなくしてやつたのか、統計的根拠があるのかどうか。

○政府委員(久米武文君) これは水産庁と一緒にいろいろ統計的な検討をいたしまして、塩蔵漁獲物の製造実績につきましていろいろ検討を加へまして、これは現在農林物資規格法に基きまして、この製品検査を、製品の規格検査をやつておられますので、そういうふうな面からもいろいろ統計がございませう。例えば今回予定してございませうところのくら、にしん、さけ、ます、たら、いわしという六種の品目につきまますところの塩蔵用塩の実績は、これは昨日申上げたかと思ひましたけれども、二十三年度、塩におきまして一万六千八百八十九トン、二十四年度一万六千五百二十トン、この塩蔵漁獲物の趨勢はずつと十年前頃の状況と比べてまして、決して減つてはおりませんで、むしろ増加の趨勢にあるといふことを我々は確認いたしたわけとございませう。

○大野幸一君 いや、これによつてどのくらいの、一割三分を下げることによつて何割の増加があるといふことなんです。塩蔵魚類としてどのくらいの増加があるか、それを答へられておらないのです。○政府委員(久米武文君) これは推定の問題になります。まあ二割前後くらい、まあ極く大ざつぱの勘定といひ

しまして、二割前後くらいの増産にはなると考へております。○大野幸一君 そういう統計的に明か

はなつていなくて、こういうのを推定といふことではおかしいのです。そんなことで今の或いは事が間違へば、これは一般の家庭まで、全部塩の消費者が負担しなければならぬ。こういう結果に陥ることを、何らの計画性なくしては到底承認できないと思ひますが、本当に増加をやるならば、それだけの監視をしなければ、私下げをし、売渡しをして、その後監視をしなければならぬ。そしてこれは本来ならば農山村に対するカロリー不足の場所へこれは配給計画もしなければ意味をなさないと思ひますが、ただあなたは自由経済の法則によつてと言つたつて、併し本当に自由経済なら国家が干渉しない。むしろ需要供給の原則に本

当に委しておいたほうがいいのであるけれども、国家がこれだけの専売事業から一つの補助的のことをし、而もその後は全部放任しておく、こういうところに割切れないものがあるだろうと思ひますが、そういう点はどうか。例えば特別の会社がこれだけの恩典に浴する、一つの恩典です。恩典に浴するならば、これだけの義務をどこかに課して置かなければいけない。こういうふうにか考へる。この点についてはどうであるかといふこと、もう一つは、これをよく私まだ何ですが、これは何ですか。仮にこれに違反して、買受けた者が他にこれを使用した場合に、何か罰則的の規定はあるのかないのか、そういう場合を考慮しなければこの安い塩は市中との間において価格の差がある。そこでこれを横流しすることも考

えられる。こういう点は罰則があるのですか。

○政府委員(久米武文君) 塩蔵用塩につきましては、特別価格を設けるといふことによりまして、製品の安くなるという狙つておるわけでございます。これにつきまして、特別に業者に対して何らかの法的義務を課するといふところまでは現在考えておりません。それはそういうふうな必要を差当り感じておらないのでございます。なお罰則の点でございますが、これは塩蔵用塩、殊にくじら以外のものにつきましては、にしん、さけ、ます、たら、いわし等は、初め一般価格で売りまして、それからあと水算片系統の規格検査を終えまして、規格検査の際に、塩蔵製品がこの何村の漁業協同組合でこれだけできた、これに塩の使つてある量は、例えば三〇%であるといふことで、塩の数量を確認し、それを専売公社の出先の者が確認する、そうしてその際に使つた塩について、トン当たり二千円の交付金を交付するといふことを実行いたすつもりでありまして、実際問題としては殆んど弊害がないと思ひますが、なおこれを一般用に使うという場合には、これは今度御審議願つておりますところの第二十九条の第四項、この四項に号を今度加えましたけれども、一号のところに「特別価格で買受けた塩をその目的を変更して、第一項の用以外の用に供する場合」とつたりこれは特別価格で買つた塩を普通の用途に使うといふときには差額を徴収する。差額を徴収して一般価格に引戻すといふことがここに書いてございます。又そのあとこのほかに、又これを第一項の用以外の用に供す

るために譲り渡す場合においては、当該特別価格と前条第一項の売渡価格との差額に相当する金額、こゝでも塩蔵用と申しますか、特別価格で買つた塩を他へ、他の一般用に譲り渡す場合には、やはりそこで差額徴収の規定があつて、特別価格は当該目的のために設けられた特別価格でありますから、一般の用途に置き直すときは、そこで差額を徴収するといふ制度にいたしておるわけでございます。で罰則の規定は、これは現在塩専売法のほうで横流しの各種の罰則がございます。

○大野幸一君 今の答弁のうち、初め私それは非常にいい制度だと思つたのですが、若しそうだとするならば、初めは同じ価格で何して置いて、あとで交付金の形式によつてこれを減額するのだ、こういうふうになればむしろこの目的を遂げるなんという余地が全然生じて来ないのです。而もあなたは今の目的を遂げた場合には差額を徴収すると、こういうことが必要だとする、やはり最初の、当初お答えになつた交付金制度じやない場合もあるわけですね。

○政府委員(久米武文君) この條文は塩蔵用だけではないに、荷性ソーダ、ソーダ灰の製造用のことも同時にここに書いてございまして、一般に特別価格、最初から特別価格で売つたものを一般用にやるときはその差額を取る、それから実際の実行におきまして、今度漁獲物のうち、とよつとくじらは特殊の場合でございまして、にしん、さけ、ます、たら、いわしの五種につきましては、全部交付金制度で実施いたしました、最初から安く売るといふ実行はいたしません。その点は

ここでは別でございまして。

○委員長(平沼彌太郎君) 大野委員、さつきの質問の中の、塩蔵漁獲物を取扱つてゐる業者の数量の質問をなさいましたね。あれに対して統計がないとおつしやいましたのですが、その統計はもつたほうがいいのですか。

○大野幸一君 はい。

○委員長(平沼彌太郎君) ではお願いいたします。

○政府委員(久米武文君) はい。

○委員長(平沼彌太郎君) 水産委員長から発言を求められておりますので、この際発言を許します。

○委員外議員(木下辰雄君) 只今の大野さんの御質問、私尤もと思ひますが、実際にいづくにいくのごときは、今の高い塩では採算がどうしても引合われない。それでいたした方なく廃物になつてしまふという状態でありまして、塩を安くするならば、全部食料として、南水洋から来るだけでも七千トンの食料用くじらが内地へ廻る、こういう状態になつております。

それからにしんの塩蔵、いわしの塩蔵は主として農村方面に行きますが、現在は塩が高いために、なまで肥料に落す、或いは二足三文で売るといふような状態でありまして、それはこの塩が特別価格がございまして、大体においていわしにおいて一千七百五十トン、にしんで三千トンくらいが塩蔵用として農山村方面に行くようなことになりまして、水産業者としては是非特別価格をお願いしたい。かように存じております。

に再開して宜しうございませうか。では午後一時半から再開いたします。ここで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(平沼彌太郎君) それでは午前に引き続きまして大蔵委員会を再開いたします。

塩専売法の一部を改正する法律案、これについて質疑を行います。なお水産庁から説明員が見えておりますから、御質問をそのつもりでお願いいたします。

○森八三三君 午前中の質問に就いて更に数点伺ひをいたしたいと思ひます。

午前中の質疑応答のうちに、この改正案は曾つて議員の要望があり、その意を受けて提案をしたという御説明があり、その際に司令部当局と折衝の際に、関係方面で意見があつて御了解を受けることが非常に困難であるという御説明があつたのであります。若し政府のほうでわかりになつておれば、各派の関係者が一致を要望されたことに対して、司令部のほうでこれを拒んでおられた理由が一体どこにあるのか、御説明願ひたいと思ひます。

反対したのでありまして、その人のそのときの反対理由というものは、塩に

ついては成るべく一本の物価で売りたい。特別価格というものは成るべく設けたくない。でき得べくんばやめて行くといふのが本来の物価政策ではないか。これは司令部の一担当官の意見でありますから、司令部の意見というわけではないのであります。そういう意見で担当官は反対したのであります。それでそのとき政府としても、特別価格というものは必要最小限にとどめるべきだといふ点については勿論異論をさしはさむべきではないけれども、この塩蔵用塩といふものは国の重要な政策である。でありますから、特に認めて欲しいといふことを主張したわけでございます。

○森八三三君 そういふような関係から更にお伺ひをいたしたいのは、午前中のお答えにもあつたわけでありまして、専売公社が取得いたしました所得は、その発生の原因に就いては価格の上ではいろいろな差があるわけでありまして、本来専売事業としては、今お話がありましたように、その全部のものをプールして一本の価格で配給するのが当然であると思ふのであります。そこで政策的に国の必要と思ふものを特別価格でやつてゐるといふこともよくわかるのであります。けれども、その特別価格をきめてやるということが、午前中にもしばしば申し上げましたように、他のものの負担において特別価格が設定されるというところは一体どういふことになるのか。そういうふうに国が非常に必要とするものでありますれば、他のものの負担において特別価格を作るといふような行

な信用を持つてゐるということが必要な条件となつて参ります。現在そういうふうな見地から、そういう信用を持つてゐると認められるものを元売として指定いたしました、一定の年月で期間を定め、期間が来れば、そのときに期間が満了いたしますれば、そのときにそのものの信用力について遺憾の点がないかどうか十分再検討して、更に更新するかどうかというふうな現在扱いをいたしております。現在元売は大体各地方局につきまして一店乃至三店くらい程度になつております。なお今後の問題につきましてはよく研究いたしたいと思ひます。

○森八三一君 元売の認定につきましては、今お話のように代金回収のこと、元売が最も大切なことでありますので、

れば飽くまで確保しなければならぬと思ふのでありますが、そういうこととかかわりなしに、十分あらゆる観点から調査をいたしまして、代金の回収についてはお隣が要らないという条件でありますが、私の方では、その県の全配給量の八八〇と一以上を取扱う程度の力を持つてやらなければ、元売業者としてはこれと認めないというような建前になつており、而もお話のありましたように、県によつて一店か三店舗を認めておるというようなことで、かなりこれが独断的な形を以て行われておると思ふのでございます。そこで具体的な例としてしましは農業協同組合等の連合会を取扱うといたしましても一つの県全配給量の八分の一ということになりますと、そういうような特殊な法は、それ／＼配給の範囲が法律で局

されております。組合員というような対象があるとか、或いは農民とか漁民とかいうような、資格にそれ／＼制限があります。そこでそういう制限を前提にして考へて参りますと、全県配給量の八分の一を取扱ふというような数量制限のあることは、これは自主的に取扱をせしめないという結果になるのであります。もつと具体的に申上げますと、一つの県で百の配給をしておる場合に、その五〇％は味噌とか醤油とかいうような工業原料用に使われてしまつて、残りの五〇％のうち、農村対象外の都市配給が二五％、残りの二五％が対象になつて初めの八分の一を取扱ふなければいかんということになりますと、対象になる全数量の二五％に対しては、殆んどその全数量を扱うぐらゐの力を持たなければ認められないという結果に事実上はなつておるということのために、今申上げたような質問が出るのであります。お話をのりまして、信用等の関係は十分に大切な問題でありますので、その点飽くまでも究明せられて然るべきだと思つてあります。今申上げました数量制限ということについては、今後研究するというお話でありますので了解をいたしますが、そういう点を十分に考へ考慮せられて、独自の関係に陥りませんように善処をせられたい。特に生活協同組合とか、中小企業の協同組合、農業、漁業等に関する協同組合等は特別に御考慮を願ひたいと存するのであります。

なおお伺ひたいことは、最近一般の自家用製塩につきましては、大體認められないような話になつておるのだと思ひますが、先刻塩の問題は、

大野委員の質問に対して、自由な経済観念に立つてこれを進めておるといふようなお話でありますので、そういう観念から行けば、自家用製塩のごときはもつと認められてもいいんじゃないかという感じを持つのであります。が、自家用製塩に対する御方針は如何でしょう。その点をお伺ひたいとおきたいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) 塩の元売人を認めるかどうかという問題の際の数量制限の問題、只今御指摘の意見よく拜聴いたしました。公社内部でも十分研究いたすことにいたしたいと思つております。

なお自家用製塩の問題は、現在の我が國の製塩業の実態を見まして、塩田に適するようないかなる条件を持つてゐる所は現在おおむね塩田になつておる。これから新しく自家用製塩をやつて行くというふうなことは恐らく採算にも合はなかつたと思ひます。又實際問題としてその必要も殆んどないんじゃないか。現在の塩業者といふものの製塩が会も現在の日本の産業構造の中で合理的な姿でやつて行ける。この塩の生産方式ではないかと考へております。

○森八三君 最後に一点お伺ひたいのは、この価格決定に當りまして、私の聞いておりますところでは、お話のように取得原価とそれに配給上必要な経費を加えて計算されておる。そのほかに更に建設費とか、予備費とかいうようなものが相当多額に必要となつておりますので、そういう部分は一般家庭配給の部分だけにこれを背負わしておるといふ結果になつておる。に伺うのであります。そうなりま

すると、これは取得原価プラス要する経費ということではなくて、特別な価格、特別な費用を別に持つておるといふ結果になつておると思ふのですが、そうであるのかどうか。若しそうであるとするれば、どういう理由でそうなつておるのか。一般家庭配給のものだけが相当多額な予備費、建設費を負担するといふことが正しいという結果に落着いておりますのか、その点をお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) ソーダ工業塩及び今度の塩蔵用塩といふものは、建設費等は負担をしないような原価計算方式によつております。従いましてソーダ工業塩及び塩蔵用塩以外の、而かもその中にはまあソーダ工業以外のほかの工業もございまして、種々雑多な用途がございまして、必ずしも食用という観念にはならないと思ひますが、この特別価格を認められた以外の塩にこの建設費を背負わしてゐるというふうな、従来の原価計算の仕方ではございまして全く御指摘の通りでござい

ます。それから予備費の問題は、これは例へば塩田が災害を被つて、災害復旧の補助金に予備費が使われるというふうな状況を考えますれば、これは内地白塩の原価に算入されるべきもので、又ソーダ工業の輸入トン数が増加する際の輸入代金に含めるといふ場合には、余り原価に響かない、いろ／＼な場合がございまして、予備費をどういうふうに原価に算入するかということについては只今丁度再検討の最中でござい

ます。○岡崎眞一君 先ほどの森さんの質問と多少関連がありますが、一つお伺ひたい。この塩蔵用塩の特別価格は、これは補助金という、先ほどいろ／＼何トン使うという数字があつたと思ふんですが、その数字に、つまり補助金といひますか、払戻しというのか、それを掛けた金額がどのくらいに見込んでおられますか。

○政府委員(久米武文君) 数量のほうは、大體として一万八千トン、そしてその一万八千トンに対してトン当り二千円ということでは三千六百万円というところあたりを大體の目安に考へております。

○岡崎眞一君 三千六百万円ですか。

○政府委員(久米武文君) さうでございます。

○岡崎眞一君 これだけのものが大體公社の負担のバランスから見ても、ちよつと何うと收支バランスと／＼だといふお話、そうするとこれだけのものが余分に出るのですか。これだけのものをどういうところから捻出して来るのですか。

○政府委員(久米武文君) 二十七年、只今の年度の実行上の問題といたしましては、すでに成立しております予算から、公社における諸経費を節約して参るといふことによつて出て来る金額は三千六百万円を超過してございまして、そういうふうな公社の諸経費の節約によつて、とにかく塩蔵用塩の特別価格を設定したところの最初の年度はそういうふうな面から財源を提供しようといふふうに私たちは考へております。

○岡崎眞一君 そうすると、経費の節約によつてこれだけ生み出すということと公社の経費そのものに圧縮し得る余地があるというふうな意味にとれるの

ですが、そういうふうな余裕が非常にあります。

○政府委員(久米武文君) これは公社の例へば人件費等におきまして、現実には公社の地方の機構、これは地方局でありますとか、或いは出張所とかいふ所で仕事をしている人間、これは人によりましては何と申しますか、総括的な仕事をしておる、或いは例へば予算の仕事をしておる、庶務の仕事をしておる、そういうふうな人は仕事を八割か九割だかたばこの仕事だけれども、一割か二割が塩の仕事だといふふうな人がいるわけでございます。そして、そういうふうな人を合理的に今度配置換えをいたしまして、塩に實際にかかるといふ人間は何かといふふうなことを只今検討中でございます。そういうふうな面から、恐らく塩事業の必要とする人間の頭数は、年度当初に予算で予定したよりは相当内輪になるのではなからうか。それらの人は別にこれは整理を以て減らすという意味ではなしに、たばこのほうへ振換えられるというふうな観念でございまして、そういう意味におきましては人件費、物件費を通じて経費の節約を目下検討中である。そういうふうな御了承を願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君 第一にお尋ねしたいのは、第二十九条第一項の、「又はくじら、にしんその他政令で指定する漁獲物の塩蔵」と、こゝ書いてあるのが、これは「政令で指定する漁獲物の塩蔵」とこゝ書いてあるのか、なぜこのにしん、くじらだけこゝへ書出すのですか。

○政府委員(久米武文君) 漁獲物の例示をいたしたわけでございます。漁獲

物ということがまあ大體間違いないと思ひますけれども、くじらという動物と、それからしん以下魚を含んでゐるという意味の例示でございす。

○菊川孝夫君 それから次に、昨日の御説明では、政令によつて指定するといふのは、さけ、ます、たら、いわし、それからここへあなたが言う例示と、これだけだといふお話ですが、ちよつとお尋ねしましたら、さんま等は入らない、こゝろいお話でございす。

○政府委員(久米武文君) その通りでございまして、塩蔵の場合には特に塩をたくさん使ひまして、その原価計算上、塩の占める割合が多うございすので、さういふうな塩蔵の場合だけを考へておられます。

○菊川孝夫君 そうすると、塩蔵と一塩といふうな分け方につきまして、一体この漁獲物の塩蔵といふ字句の解釈、塩蔵の定義もおきめになつてゐるのでございすか。政令で何月以上持たせるといふうにきめるのでずか。その点御説明を一つ願ひたいと思ひますが、これはあとで問題が起きと思ひますが……。

○政府委員(久米武文君) 塩蔵の定義は、農林物資規格法から参りますところの農林省告示で塩蔵の規格が定まつておられます。その規格によりまして、塩蔵かどうかといふことを判断いたすわけにございす。少し例を挙げて申しますと、塩蔵のくじら、これはこの定義におきましては鯨肉、くじらの肉及び皮、くじらの皮でございすね。鯨肉及び皮に三〇以上の塩を加へまして五晝夜以上、それから皮につきましては二十晝夜以上塩漬にしたもの、更に五以上の塩を加へたもの、従ひまして塩としては初めの三〇以上といふやつとあとの五以上、少くとも三五といふことが一つの要件になるわけにございす。さういふ方式になつておるわけにございす。

○菊川孝夫君 そうすると一塩に作つてございす。

○政府委員(久米武文君) その通りでございす。

○菊川孝夫君 そりすると一塩に作つて

た場合に、例えたらとか、さけ、ますにいたしまして、一塩に作つた場合には普通価格であり、それから塩蔵にした場合には特別価格、こゝろいうな御方針でございす。

○政府委員(久米武文君) その通りでございまして、塩蔵の場合には特に塩をたくさん使ひまして、その原価計算上、塩の占める割合が多うございすので、さういふうな塩蔵の場合だけを考へておられます。

○菊川孝夫君 そうすると、塩蔵と一塩といふうな分け方につきまして、一体この漁獲物の塩蔵といふ字句の解釈、塩蔵の定義もおきめになつてゐるのでございすか。政令で何月以上持たせるといふうにきめるのでずか。その点御説明を一つ願ひたいと思ひますが、これはあとで問題が起きと思ひますが……。

○政府委員(久米武文君) 塩蔵の定義は、農林物資規格法から参りますところの農林省告示で塩蔵の規格が定まつておられます。その規格によりまして、塩蔵かどうかといふことを判断いたすわけにございす。少し例を挙げて申しますと、塩蔵のくじら、これはこの定義におきましては鯨肉、くじらの肉及び皮、くじらの皮でございすね。鯨肉及び皮に三〇以上の塩を加へまして五晝夜以上、それから皮につきましては二十晝夜以上塩漬にしたもの、更に五以上の塩を加へたもの、従ひまして塩としては初めの三〇以上といふやつとあとの五以上、少くとも三五といふことが一つの要件になるわけにございす。さういふ方式になつておるわけにございす。

○菊川孝夫君 そりすると一塩に作つて

○政府委員(久米武文君) その通りでございす。

○菊川孝夫君 そりすると一塩に作つて

ございす。さういふ用途に使う塩の場合には、例えたら漁業協同組合等を通じて組合長の承認を得た業者とか、こゝろいつた取扱ひかたにつきましてはおやりになるつもりでございすか、どうですか。

○政府委員(久米武文君) くじらはちよつと別にいたしまして、にしん、さけ、ます、たら、いわし、こゝろいものにつきましては、これは交付金制度で行く。初めは一定価格で以て普通の塩の販賣機関から普通の値段で売渡します。それから今度はその塩を塩蔵用に使うといふ場合には、この塩蔵の加工をするところの、例えたらとか村漁業協同組合といふところから専売公社の出先の塩の販賣所に対して、塩を買ひますが、買った後使ひ前に使ひ承認、それを塩蔵用にこれだけの塩を使ひたいといふ使用承認の書類を出して頂きます。それから製品ができ上りました後、水産庁系統の府県の吏員のかたが検査をされまして、製品検査の際に使用した塩の数量を確認いたします。その際にでき得べくんば公社の出先の職員も一緒に入りまして、数量確認にも場合によつては立ち会ふといふうなことをいたしまして、塩の数量を確認した後に交付金を交付する、さういふ恰好に考へておられます。

○菊川孝夫君 次に塩専売法のこの改正に對しまして特にちよつと注意しなければならぬのは、以前専売事業で不正事件と言ひますが、誤解を受けまして、衆議院で大分問題になりまして、特別監察委員会のはうか、或いは審査委員会のはうかに召喚されて、専売公社の總裁が十分遺憾の意を表されておつたやうであります。従つてこの備

の三千万円ぐらゐの特別価格を設けるにしまして、今日までいふ／＼問題が起きました。なか／＼今日までできなかつた。特ににしんのごときは今年のもう間に合はん。今慌てておられるやうだが、一体これらの魚のうちで、指定する魚のうち今時期に入つておるものがあつたら一つ教えて頂きたい。

○政府委員(久米武文君) にしんは目下漁期に入つております。今後ともまだ、今月末までは入つております。それから北洋漁業はこの間船団が出ましたけれども、あのさけ、ますは例の漁業條約が調印された後、實際の魚をとるという仕事をするとさういふうな關係に立つておると記憶しておられます。

○菊川孝夫君 ちよつとお伺ひしますけれども、水産の關係のかたも見えておるが、にしんは実は北海道は四月でありまして、樺太がある時だつたら五月にとれるのですが、これは素人のうな考えをせられずに、四月の上旬かといふのでした。実はにしんは雪のあつたうです。北海道は五月、六月近くなつたらにしんはどん／＼とれないのであつて、樺太で昔はとれたのですが、樺太がなくなつておるから、漁期はもう済んだと思ひます。私は現地にやつたことがありますが、それはちよつと誤解だと思ひますが、さけ、ますは北洋漁業では今とれるのですか。これは大体さけ、ますは十月頃に大体とるやうにちよつと聞いておるのです。が、今さけやますをとるのですか、その点について。

○説明員(西武男君) 今の点お答えいたします。今度出かけたところの北洋漁業におきましては、さういふも

のは沿岸にあまり来ていないものと、自然とれますれば一年中とる方法もございすけれども、昔は大体岸に近づいたものをつとて来る。御存じのやうにさけますは川に上りまして産卵して又海に歸る、子供も歸るといふうなこと、とるのには岸近くのほうができるだけいいわけでありまして、沖のほうでもとれる、沖のほうでとれる時期はだん／＼早くなりまして夏分にはとれるといふわけにございす。日本におきましては北海道でございす。が、これは秋ぐちからとれ出すといふわけにございす。自然その時期は海におきましてはもつと早くなるといふわけにございす。

それからにしんのことでございますが、まさしく樺太よりも内地のにしんは漁期は早く終ります。但しこれは海のものにございす。先ず用意をいたしましては従来から五月一ぱいまでは用意するといふ見込でございまして、今年は案外よさそうにございす。いい年には割合漁期も続きますから、或いは今月末くらいまであるのではなにかと思ひます。悪いときには五月初めでももうなくなりますけれども……。

○菊川孝夫君 そりしますと、この法律案が二、三日中に参議院を通過いたしますと、今年のにしん漁に間に合はせるやうに専売局のほうではおやりになるのですか。

○政府委員(久米武文君) この法律施行後に塩蔵といふ行為が行われたものについて適用する、さういふことになつておる。

○菊川孝夫君 次に先ほども申し上げました例の専売局の事件、これは大部分

塩関係の事件であつたというように聞いているのでありますが、一体この改正の際にその三千万円くらいのものを今日までもまなければならなかつた反面におきまして、ああいうふうな世の中の見解を招くような事件、大分聞くところによりますと、それだけで三千万円そこら浮きそうなのを聞いてゐるのであります。これは元売と鹽送の関係であつた事件が生じたと思ふのですが、この際に法律改正がさういふ事故の起らんようにする方法があると思ふのですが、先ずそれに先立ちまして一体外国から輸入した塩並びに内地の生産者から買入れる塩はいくらで、トン単位で買つて、そしてそれを今度は元売までに卸す場合にいくらかで卸すか、その間の経費として一体どういふふうに見込んで、益金とどれくらいになるか、例を挙げて内地塩の場合はどれだけ、外塩の場合はどういふふうな価格というふうに一つ御説明をお願いしようか。そうせんとこの特別価格のほうの審査はちよつとむづかしいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) 塩の先ず内地製造につきましては、塩業者から専売公社が買収価格、これがトン当たり一万三千円であります。それから輸入塩、このほうは大体予算では二十ドルと見込みましたけれども、本年上半期の輸入契約の実情から見ますと十八ドル程度に落着く見込みでございます。従つてそこに二ドル、七百二十円だけトン当り輸入は予算よりも安く入るといふ見通しでございます。

それからこの元売と小売の関係でどういふふうな塩の価格が動いて行くかというところを申し上げますと、これは

いつも塩の価格を改正するたびに官報に経済安定本部告示、日本専売公社公示という連名のものが出ておるのであります。白塩、食料に一番使います普通の白い塩であります。あの白塩の場合をとりましますと、包装の白塩を公社から元売に賣渡す値段、これは、五月一日の値下によりましてトン当り一万六千五百円から一万六千円に引下げました。従つて元売は一万六千円で入手するわけでございます。この一万六千円、これはトンでございますが、これを元売が売ります際には、東京で申しますと一万六千六百円あります。それからそれを今度は小売が売ります場合には包装塩をかますのままで売るといふ場合を想定いたしますと、一万九千九百円、若しそれをバラで普通の消費者に、例えば二十円の包み、三十円の包みというふうな売場の場合に、そのバラで売ると二十円、三十円というのを、積み重ねて一トン当りという計算におき直しますと二万一千三百円と、それが小売の価格になつております。

○菊川孝夫君 この場合に且て問題になつたのは一体どこでこの問題の起つたのかでございますか。

○政府委員(久米武文君) 衆議院の行政監察委員会の問題になりましたのはいろいろございまして、そのうちで恐らく菊川委員の御指摘になつておりますのは、塩回送の問題であらうと思ひますが、塩回送と申しますのは、これは輸入塩を内地の港へ方々へ回送する、又瀬戸内海沿岸で生産しました塩を内地の需要地へ或いは陸路により或いは船によつて回送するものといひまして、従来日本塩回漕株式会社というものがございました。その塩

回漕株式会社は専売公社との間に一手の輸送契約を結んでおりました。それは確かに独占的な形態にも見えるのでございまして、これは昭和二十三、四年頃で、まだ終戦後の諸般の秩序が十分確立しない當時、専売局又は専売公社の手足として動くにはどうしても十分な塩回送の経費を必要とするというふうな見地から適格者としてあつたのが一社で、それが扱つていた、その塩回漕株式会社と、公社又は専売局との契約におきましては全国一本の輸送契約、運賃というものがございました。當時、運賃につきましては公定があつて、その公定が改正される都度運賃契約を改訂しておる、又なお公定にきまつていないところ、細かい経費の面もございまして、従いまして塩回漕会社に或いは利益が溜り、或いは赤字を生ずるということも予想されましたので、当初からの契約によりまして若し会社はほかに儲けが溜つたら、それは公社に展させ、その代り赤字が出たらあとから埋めてやるという、そういうふうな特別な約款がついておつた、その約款がまだ十分に効果を発動しないうちに実は公社のほうで、約十四億の預金その他金が溜つたわけなのでございます。

これは前の特別約款によつて公社に返納すべきものであります。公社としては速かに返納を命じなければならなかつたわけでありまして、併しその返納金を公社のほうではつきり押えて返納命令を出すという手続が遅れて、その点は誠に遺憾であつた。爾後の処理として教回に分けて、それを全部返納いたさせました。それからなお塩回送のやうな会社が一社で以て独占して行くことは適當でな

いということが、行政監察委員会で指摘されて、その点につきましては、委員会の最後の証人喚問で秋山總裁から、一社であるということについては反省すべき点がある、この問題は非常に複雑で、私の考へているところでは、まだ結論に至つていないが、或いは地域的に、或いは塩の種類が何かでもかく複数にするということだけは考へてゐる、幾つかの会社の間で競争的なことをやらせるといふ考へであります。そういふふうな考への下に近く数社に実際の取扱いは分割される見込でございまして、そういうふうなことも含めまして、塩回送費その他塩関係の諸経費といふものは、今後十分検討を加えて節約して参りたい、そう考へております。

○菊川孝夫君 どうもこの我々の見るところでは、どこか官庁にでも従来からこういう特殊会社は一つずついふやうなあつたわけでありまして、実際の仕事はこの回漕会社といふものは大してやらずに、運搬は各運送会社に引受けさせたり、船会社に引受けさせておつて、これは單なる頭をはねるトンネル会社といふものが必ずあつた、そこにはその官庁にまあ関係の深かつた人たちが皆それらの重役になつておつて、これが一番官庁との間にいろいろの疑惑を生ずる事件を起している。この間も私郵政省の問題のときにもお聞きしたのであります。必ずこゝろいふやうな悪いことをしておることはつきりしているものであります。十四億もの金を大体長いこと放つておいた。而もその間やむやみに放つておつた。それで而もこの十四億の金が回収できるのだつたら、今三千万円

くらいのことでとやかく言つて採まらずに、年間三千万円くらいのことは、特別価格にするとかせんとかいうよりも、まだ更にこゝろいふ点をつめたならば、私は味噌醤油等に対する鹽造用の塩も特別価格で配給できるというやうなこともできると思ふのであります。そこで今度は一万三千万円から一万六千円で元売に流すのでありますから、従つて三千万円だけは手数料と言ひますか、専売益金として表面上は上るわけでありまして、それでその三千万円のうちで一体諸経費が、つまり専売局の事務費その他は別といたしまして、塩回漕会社やその他に払う費用を引きまして、実際の専売の益金として計上されるのはどれだけか、その点を一つ……。

○政府委員(久米武文君) お答え或いは不十分かと思ひますが、元売はやはり一つの營業の会社でございまして、従いまして元売は自分のところのいろ／＼普通の会社と同様に人も使つておる……。

○菊川孝夫君 元売のほうではなく、一万三千万円で買入れて……。

○政府委員(久米武文君) 失礼しました。一万三千万円で買入れた塩が現在の一万六千万の間の三千万の、その公社の諸経費のその点でございます。すね。

○菊川孝夫君 どれだけ益金として予算に計上するか。

○政府委員(久米武文君) 益金として予算に計上しているものはございませんで、この三千万円が全部諸経費になつております。

○菊川孝夫君 そうすると専売益金といふものは、塩から全然上らないのですか。

○政府委員(久米武文君) 予算の建前

としては二十七年度は、塩からは全然
予定いたしてありません。ただ結果的
に或いは出ることもあるかも知れませ
んが、それは結果でありまして、予算
の建前としては、塩からは専売益金を
予定いたしてありません。

○菊川掌夫君 そうすると、この三千
円の経費内訳は、塩回漕会社にどれだ
け、そういうようなことはおわかりに
なりますか。

○政府委員(久米武文君) 諸経費の内
訳は非常に膨大なものでございまし
て、ちよつと幾らというのを即座に
は申し上げかねるのであります。

○菊川掌夫君 こういふものは、それ
は今、今日はお答えできなくても仕方
がないのですけれども、専売局でやる
場合には、細かい経理はあなたはお知
りにならないといたしても、原価計
算は当然やっておる、官庁はそういう
ことをやっておる、ただ勘でやつてお
るといふことはないので、必ず三千円
は何費にどれだけかかつて、何費に上
つておるといふことの計画はできてお
るはずで、それを参考資料としてお
出し願いたい。その場合に特に私申上
げたいのは、塩回漕会社、この問題
を起したのにどれだけかかつておる
か、更に公社の總裁が言明した回漕
社を復讐制にする、その話がどの程度
進んでおるか、善処する、里数は困る、
独占的なやつは困る、こういう答弁を
しておつたが、さてそれなら復讐制の
話はどこまで進んでおるか、そういう
ことをちよつともやらずに、今度三千
円のことを通すといふことでなく、こ
の根元を切ることを早くやらなければ
ならぬと思ひますが、その経緯を御説

明願したい、いつやるか……。

○政府委員(久米武文君) 塩の原価計
算の点は只今おつしやいました通り
に、ちやんとはつきりとございます。
これはいづれあとから製塩施設法案と
いう法案がこちらに廻つて参りますか
ら、これで内地製塩の確保をするとい
ういろ／＼な諸規定を含んでございま
す。これの御審議の際までに、そうい
うような点は十分御説明をいたしたい
と考えております。それから塩回漕会
社の問題につきましては、こゝろ一月
のうちに大体三社ぐらゐになると考え
ております。

○菊川掌夫君 そうしますと、指名競
争入札にするつもりであるか、それと
も分割でたゞ指名者に分けて仕事をや
らせる、こういうような方法にするの
ですか。

○政府委員(久米武文君) これは現在
はぼ内定してございまして、専売公社で
最も塩回漕の仕事に適した能力を持つ
たところを選定いたしまして、
大体三社を内定しておると考えており
ます。

○菊川掌夫君 そういふ三社に内定と
いうことですが、資格要件とか一般に
公募をして、更にその上で申請を出し
て、毎年資格審査をやるとか、そうい
つたような手続規定というものは公社
で設けられておるのでございしますが、
これはどうでしょうか、ただ単に専売
公社が指定をしてこの三人が適当だろ
うというふうにきめてしまふ、こうい
うふうにやつておるのですか。専売公
社との関係におきまして、塩専売法
の関係は大事と思ひますので一つ……

○政府委員(久米武文君) 大体三社

は、三つの会社と申ししますものは、従
来の塩回漕会社も含めまして三社でござ
います。この復讐制によりまして、
回送費の運用の適正を期するといふ意
味と、それから塩回漕の仕事を円滑に、
極く最小の経費で運営されることを確
保するといふふうな面から適格者を十
分慎重に検討するといふふうな配慮を
すべて専売公社で目下やつてございま
す。大体の見当はついておるようにつ
きましてはそれ以上ちよつとこの席では
お答えいたしかねるのでございます。

○菊川掌夫君 そうしますとどうい
う席で……、極秘ですか、それは。国会
でも発表できんといふのですか、そう
いふ問題の起きた処理について、而も
衆議院において追及された処理の過程
を……、いつやるのか、その発表でき
んといふのは、どこでやつたら発表す
るのか、こういう席で発表できんとい
ふ意味は。

○政府委員(久米武文君) 大体近く発
表できるような段階になるかと思ひま
すが、まだ今日のところちよつと申上
げかねるのであります。

○菊川掌夫君 ではその時期はいつ頃
おやりになるのですか。

○政府委員(久米武文君) 恐らく今月
下旬にはできるのではないかと思ひま
す。

○菊川掌夫君 それから今の御説明で
はこの塩回漕会社が今まで独占的にや
つて来た。それで適格者であるといふ
ふうな審査をされるというやり方でご
ざいますか、ここに又問題が私はある
と思ふのですが、この三つぐらゐの子
会社を拵えさせてやるというのでは意
味がないと思ひますが、実際塩回漕会

社というのは運送器具を持ち、それか
ら人夫も雇つてやつておるものである
か、それともこれを下請会社なりがあ
つて、そういうやり方をしているのだ
はないのですか、この点について一つ
御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) 従来下請も
使つてはおりましたけれども、自分の
所にも直接船を持ち、運送関係の経験
を持つた職員を自分の所でも持つてお
つたわけでありまして、なほ今後復讐制
をとります場合には、塩回漕会社とは
別個の独立のものを選ぶことで、別に
その塩回漕の下請、下請からちよつ
とあげるといふふうな感じのものでは
ありません。

○菊川掌夫君 その次にお尋ねしたい
のはこの十四億でございしますが、まあ
分割もすでに回収済みである、従つて
この十四億といふものは専売益金とし
てこれは計上になるものですか、これ
は一体どういふふうになるものですか
か、これは過渡委員会におきまして
も専売公社の仲裁裁定実施についてい
ろいろ金があるとかないといひつて揉
んだときがございしました。こういうと
ころを洗えば十四億も出て来るという
ようなことになつて来ると、私は非常
に問題があると思ひるので、この際一つ
お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) この返納金
は、いわゆる予算上の返納金でござい
ますので、これはそのまま返納金とし
て入つてしまひます。

○菊川掌夫君 この返納金がどうして
できて来るんだというのを、先ほどあ
なたから御説明願つたが、よくわから
ないので、十四億の金が回漕
会社のはうへ渡つていくという、その

経理がどうもおかしいと思ひるので
すが、例えば大抵の契約の場合ならば、
契約を履行した場合に、その運送をし
た代金を支払われておるのでありま
す。未だに返納しなければならぬ塩回
漕会社は……、価格の段階をお聞き
たしましたけれども、それで塩回漕会
社がこんな金を持つようなことが生
じる段階がないように私は考えるので
ございしますが、どうしてこういうもの
が生じるのでございしますか、その事務
的な……。

○政府委員(久米武文君) 大体のこと
を申し上げます、昭和二十四年度あたり
は運賃が急激に下つた状況がございま
した。それが一年のうちに三回ぐらゐ
正になつた。それで塩回漕会社との契
約によりまして、実際塩回漕のほうで
は全国に支店網みたいなものがござ
いまして、そこから毎日いろ／＼發送し
たり受取つたりする伝票が入るわけ
でございします。その塩回漕の本社にお
きまして、人手が非常に不足で、伝票の整
理などが實際問題としては非常に遅れ
ておりました。従つて公社との契約の
改訂が非常に遅れていたといふふうな
関係で、結果的に返納すべきような金
がそこへ溜つてしまつたといふのが実
情でございしました。もつと公社のほう
で能力があつて、ちやんと伝票を整理
して、これだけに實際にかかりました
という帳簿がはつきりすれば、公社は
もつと早く契約改訂をして、そうい
ふ大きな返納金が出ることはなかつ
たのでございします。そういうふうな点
につきましては、いろ／＼遺憾な点が
会社の人能力においてあつたように
考えております。

○菊川掌夫君 そうするとその契約と

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようでありますので、討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めまして、それではこれより採決に入ります。掘専売法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續きは先例により委員長に御一任願います。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

黒田 英雄 油井賢太郎
菊田 七平 大野 幸一
森 八三一 岡崎 眞一
小林 政夫 菊川 孝夫
溝淵 春次

○委員長(平沼彌太郎君) それでは本日(の)委員会(は)これを以て閉じます。

午後三時四十一分散会

五月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された

一、信用金庫法施行の一部を改正する法律案(衆)

信用金庫法の一部を改正する法律案

信用金庫法施行法の一部を改正する法律

信用金庫法施行法(昭和二十六年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三條中「一年間」を「二年間」に改める。
第四條第四項中「二年」を「三年」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年五月二十日印刷

昭和二十七年五月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁